

第2章

都市基盤が整った機能性の高い快適なまちづくり

- 第1節 計画的な土地利用
- 第2節 道路・港湾・交通ネットワークの充実
- 第3節 河川・海岸等の保全・整備
- 第4節 公園・緑地の充実
- 第5節 市街地・宅地・住宅の充実
- 第6節 総合的な危機管理・防災力の充実
- 第7節 消防・救急体制の充実
- 第8節 生活安全対策の充実



第1節 計画的な土地利用

現況と課題

土地は、居住する市民にとって限られた貴重な資源であるため、その地域の自然環境、社会環境、経済環境及び文化環境などの諸条件に配慮した適正かつ合理的な土地利用が望まれます。

しかし、都市計画区域^(※)における住宅地や商業施設などの開発は、地価が比較的安く規制の緩い地域へと拡大し、都市的土地利用と農業的土地利用の混在が顕著に現れています。

本市の豊かな自然や優良農地を守りつつ、機能を集約して利便性と効率性を高めた暮らしやすいコミュニティを構成し、地域の連携・共生による持続可能な都市環境を形成するために、土地利用の方針の明確化を進めることが重要です。

また、良好な都市環境を形成する上で、景観保全への配慮も重要となっています。

基本的方向

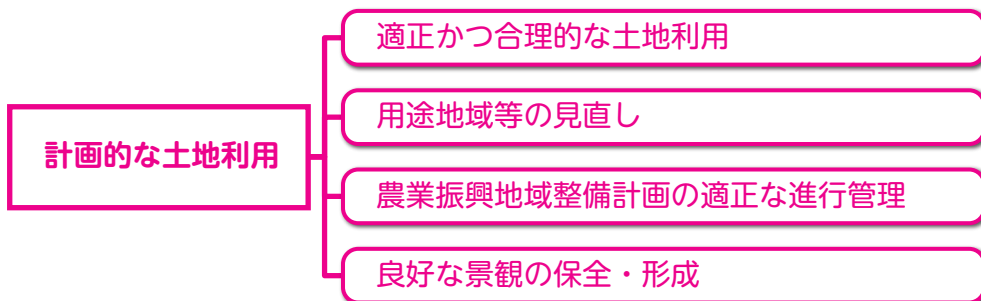
国や県の土地利用に関する計画と整合を図りながら、用途地域^(※)の見直しや出水農業振興地域整備計画による農地の管理等を適正に行うことで、都市的土地利用と農地や山林などの利用区分とを明確にし、本市の自然環境を生かしたまちづくりと計画的な土地利用を推進します。

また、景観に配慮した美しい快適な都市基盤整備に取り組むとともに、市民、事業者、行政が協働して良好な景観の形成に取り組みます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
用途地域の面積	439ha	580ha

施策の体系



(※) 都市計画区域／自然及び社会的な条件、人口、土地利用、交通量に関する現況や今後の推移などを考慮して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域

(※) 用途地域／都市計画法に基づいて、用途の混在を防ぐため、住居地域、商業地域、工業地域などの土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類

施策の概要

1 適正かつ合理的な土地利用

国や県の土地利用に関する計画を基本とし、その地域の自然環境、社会環境、経済環境及び文化環境などの諸条件に配慮した適正かつ合理的な土地利用を推進します。

2 用途地域等の見直し

用途地域等を見直し、土地利用の適正な規制及び誘導を行うことにより、都市機能の適正配置と効率の良いまちづくりを推進します。

3 農業振興地域整備計画の適正な進行管理

国や県の土地利用に関する計画と調整を図りながら、農業の発展を促進する有効な土地利用を進めるため、農業振興地域整備計画の適正な進行管理を行います。

4 良好な景観の保全・形成

本市の豊かな自然を景観資源として保全し、活用を図ります。

また、市民が良好な景観形成に関心と意欲を示せるよう、意識啓発に努めます。

市民の役割

- 1 法令を遵守し、土地を適正に維持管理します。
- 2 自然を大切にし、地域の景観を守ります。

関係計画等

計画名	出水市都市計画マスタープラン
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成25年度～平成44年度（20年間）
所管課	都市計画課
計画名	出水農業振興地域整備計画（全体見直し）
策定年月	平成19年2月（平成28年3月）
計画期間	期間の定めなし
所管課	農政課
計画名	出水市景観計画
策定年月	平成22年3月
計画期間	期間の定めなし
所管課	都市計画課

第2節 道路・港湾・交通ネットワークの充実

現況と課題

道路は、市民生活の利便性や経済活動の効率性を高め、地域の発展や活性化につながる重要な社会資本です。

南九州西回り自動車道は阿久根ICから出水IC間が供用され、出水ICから県境までの区間についても整備が進められています。また、鹿児島空港へのアクセス道路である北薩横断道路についても高尾野ICからきららIC間が供用されるなど同様に整備が進められています。島原天草長島連絡道路については、風や地震の観測調査が継続されるなど、島原・天草・長島架橋構想実現に向けた取組が進められています。これらの道路は、沿線地域における物流の効率化や都市部・観光施設間の交流促進につながり、地域活性化に大きく寄与するものと期待されています。

市道については、計画的に道路整備を行っていますが、近年の大雨により災害のリスクが高まっていることから、災害に強い道づくりや生活関連道路等の適正な維持管理が必要です。

都市計画道路については、都市構造の変化により廃止を含めた見直しが必要であり、道路ネットワークにおける都市計画道路としての位置付けを検討する必要があります。

公共交通機関については、九州新幹線の全線開業は他地域との交流を活発化するなど地域の振興に大きな役割を担っていることから、更なる利用促進を図る必要があります。

また、肥薩おれんじ鉄道やふれあいバスなどは、地域の重要な交通手段として利用されていますが、沿線人口の減少や少子化等により、利用者が減少し、非常に厳しい経営状態であることから、路線維持のための取組が必要となっています。

○市道の推移

3月31日現在

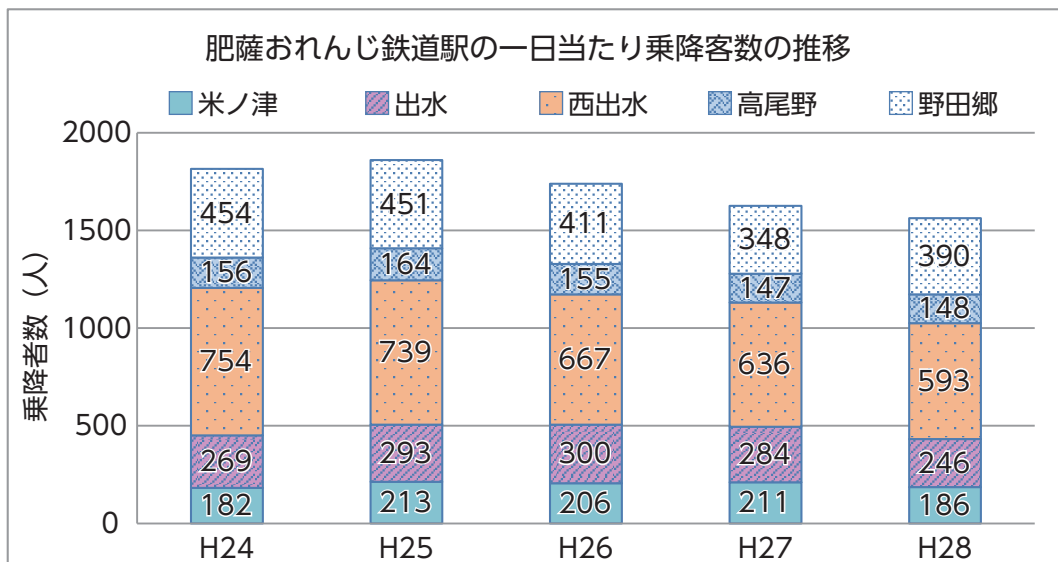
年度		H23	H24	H25	H26	H27
路線数		1,086	1,086	1,089	1,098	1,100
実延長 (m)		744,180	744,173	744,317	746,219	746,286
改良	改良済 (m)	429,065	429,502	431,955	434,894	435,640
	率 (%)	58	58	58	58	58
舗装	改良済 (m)	715,154	715,147	711,403	713,551	713,623
	率 (%)	96	96	96	96	96

資料：道路河川課

○九州新幹線出水駅の一日当たり乗降客数

	H24	H25	H26	H27	H28
新幹線出水駅	2,461	2,483	2,420	2,461	2,331

資料：九州旅客鉄道(株)



資料：肥薩おれんじ鉄道(株)

基本的方向

将来を展望したまちづくりを推進するために、九州新幹線、南九州西回り自動車道等の高速交通体系を生かした交通ネットワークの充実を図るとともに、安全で快適に利用できる幹線道路の整備を推進します。

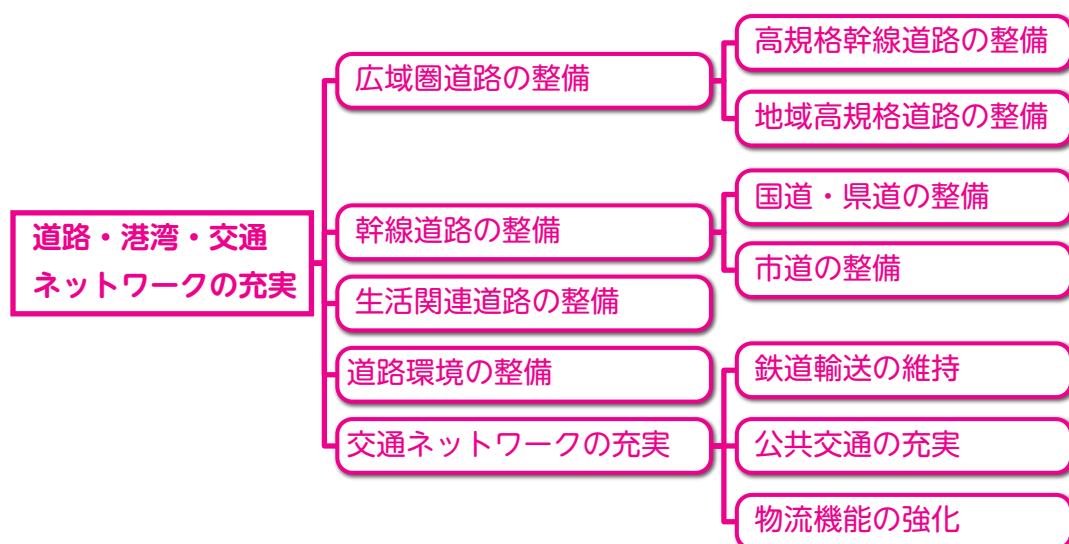
また、国道及び県道へのアクセス道路や、生活関連道路の整備を行うとともに、道路環境の向上を図り、安全で災害に強い道づくりを目指します。

九州新幹線、肥薩おれんじ鉄道、地域間を結ぶバスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
市道改良済延長【道路現況調書】	437km	443km

施策の体系



施策の概要

1 広域圏道路の整備

(1) 高規格幹線道路の整備

南九州西回り自動車道は、産業、経済、文化、観光等の振興に貢献する重要な路線であることから、早期完成に向けた整備促進活動を行います。

(2) 地域高規格道路の整備

北薩横断道路は、北薩地域と鹿児島空港を結ぶアクセス道路として、定時性、高速性を確保する重要な路線であり、早期完成に向けた整備促進活動を行います。

また、島原天草長島連絡道路は、島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に関する調査の促進と具体化に向けた検討の実施のための要望活動を行います。

2 幹線道路の整備

(1) 国道・県道の整備

南九州西回り自動車道へのアクセス道路及び通学路や離合が困難な場所がある県道について整備促進活動を行います。

特に、県道荒崎田代線の幅員が狭い区間は、景観形成重点区域や文教施設等があり幅員が困難なことから、バイパスルート^(※)の整備促進活動を行います。

また、山間地等における危険箇所の防災対策が図られるよう要望を行います。

(2) 市道の整備

幹線道路となる市道については、国道や県道を補完する道路として、計画的に整備を行います。

市が決定した都市計画道路については、現在の都市構造に合わせて、長期未着手路線の廃止や新規指定等の見直しを適切に行い、広域幹線道路及び公共交通機関へのアクセス性を高めるとともに、各地域の生活拠点を円滑に結ぶ道路ネットワークを構築します。

3 生活関連道路の整備

狭あいな区間の拡幅改良及び雨水排水対策として側溝未整備区間の整備を図るとともに、老朽化した路面の更新等に努めます。

歩行者と車が混在する商店街等の道路は、両者が共存できる道路整備の推進を図ります。

出水麓伝統的建造物群保存地区は、良好な住環境を維持しながら、観光地としての魅力向上につながる道路整備を図ります。

また、市道橋については、定期的な点検、計画的な架け替え及び予防的修繕に努めます。

農道・里道等については、各種事業の活用により整備を進めます。

4 道路環境の整備

全ての市民が安全で安心して利用できるよう歩道の段差解消等のバリアフリー化や街路灯・区画線などの道路附属施設の整備を推進します。

(※) バイパスルート／車を迂回させるために設ける道路

また、道路整備や補修等にあたっては、環境負荷に配慮しながら、メンテナンスフリー化^(※)を推進します。

大雨や地震などの災害リスクが高まっていることから、災害防止を視野に入れた道路整備に努めます。

市道やジョギングロード等の適正な維持補修を行うとともに、良好な道路景観を形成するため街路樹等の維持管理に努めます。また、地域住民との協働による美化活動や道路環境の維持管理を推進します。

分かりやすい道路案内標識や施設案内板等の充実に努め、安全で円滑な道路交通環境整備を推進します。

5 交通ネットワークの充実

(1) 鉄道輸送の維持

九州新幹線は、更なる利便性の向上と利用者の増加を図るため、停車本数の増便や割引切符の拡充などについて要望活動を行います。

肥薩おれんじ鉄道は、日常生活において大切な地域の公共交通機関であることから県及び関係自治体と連携しながら利用促進や経営安定化のための支援に努めます。

(2) 公共交通の充実

出水ふれあいバスや乗合タクシーは、更なる利便性向上と効率的な運行に努めます。

路線バスや鹿児島空港へのシャトルバスの路線維持を図るとともに、天草方面へ連絡する出水駅蔵之元港間シャトルバスについては、関係機関と連携して利便性の向上に努め、バス交通の充実を図ります。

(3) 物流機能の強化

南九州西回り自動車道の整備を見据え、高速自動車輸送と本市唯一の港湾^(※)である米之津港との連携により、流通ターミナル機能の整備と充実を促進します。

市民の役割

- 1 公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- 2 道路愛護活動・美化活動に積極的に参加します。

関係計画等

計画名	出水市道路総合整備計画	計画名	出水市橋梁長寿命化修繕計画
策定年月	平成20年3月	策定年月	平成24年6月
計画期間	平成21年度～平成30年度（10年間）	計画期間	平成24年度～平成33年度（10年間）
所管課	道路河川課	所管課	道路河川課
計画名	出水市サイン計画		
策定年月	平成27年3月		
計画期間	期間の定めなし		
所管課	都市計画課		

- (※) メンテナンスフリー化／雑草等の繁茂を抑制するため、道路の路肩・法面部に防草シートやコンクリートを施すこと。
- (※) 港湾／船舶の出入り、停泊、旅客の乗降、貨物の積卸しが行われる海陸交通の接続地点で港湾法により定められた港で、本市では米之津港が指定され、県が管理している。

第3節 河川・海岸等の保全・整備

現況と課題

本市には、二級河川15本、準用河川48本、その他排水路や法定外公共物^(※)等があり、これらの流水は農業用水にも利用され、重要な役割を果たしています。

河川の上流域は急峻な反面、下流域においては緩やかな勾配となっているため、土砂堆積が生じて水の流れを阻害している箇所があり、大雨時には氾濫等が発生することが懸念されます。

特に、平成18年に発生した鹿児島県北部豪雨災害によって被害を受けた米之津川では、河川激甚災害対策特別緊急事業により改修工事が行われたところです。

今後は、米之津川を含めた他の二級河川、準用河川についても、整備促進や施設の保全を図っていく必要があります。

また、八代海（不知火海）には、活断層である布田川・日奈久断層帯が存在していることから、津波の発生に備えて海岸保全施設等の改修などの整備を検討する必要があります。

基本的方向

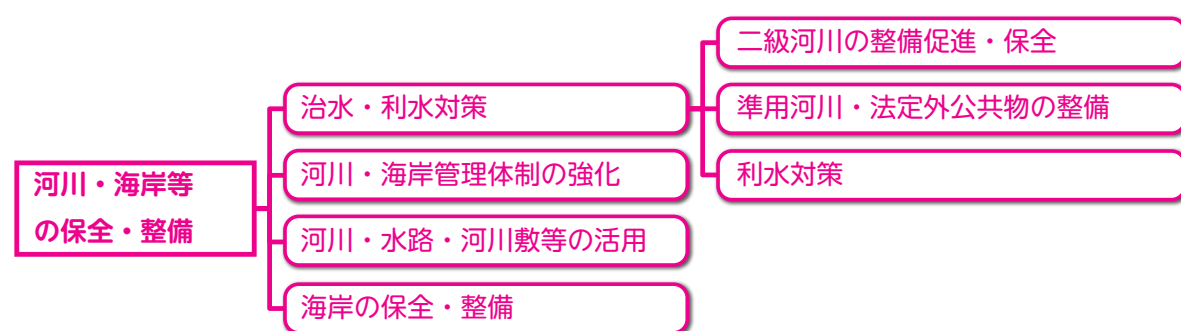
環境に配慮しながら、河川や水辺空間の整備及び施設の保全を計画的に推進し、土石流危険渓流等の治水対策を推進します。

また、地域住民が安心して生活できるように、海岸部の整備を促進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
河川パトロールの強化	1回／年	2回／年

施策の体系



(※) 法定外公共物／道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの管理に関する法律の適用又は準用を受けないもの。ここでは水路を指しており、一般的には青線と呼ばれる。

施策の概要

1 治水・利水対策

(1) 二級河川の整備促進・保全

二級河川の治水対策は、市民の生命と財産を守る根幹的なものであるため、災害に強い河川整備を促進するとともに、寄り洲除去等の維持管理を県に要望し、河川の保全に努めます。

(2) 準用河川・法定外公共物の整備

大雨時による災害を未然に防止するため、土石流危険渓流の治水対策として砂防施設の建設を促進するとともに維持管理の強化を図ります。

(3) 利水対策

資源として貴重な河川水の有効利用を図るため、水利権等の調整とともに、河川環境の保全を推進します。

2 河川・海岸管理体制の強化

河川の自然環境及び生態系を保全し、災害を未然に防止するため、パトロールなど管理体制の強化を推進します。

3 河川・水路・河川敷等の活用

豊かな自然環境と調和した植栽、遊歩道、レクリエーション広場、親水性護岸及びホテル、魚類等の生態系に配慮した水辺空間の保全・整備を促進します。

4 海岸の保全・整備

高潮、津波、海岸線の浸食等による災害防止対策として、海岸保全施設等の整備を促進するとともに、施設の保全に努めます。

市民の役割

- 1 護岸や水路の損傷などに気付いた時は、情報提供に努めます。
- 2 河川・海岸等の水辺空間の環境美化に努めます。

第4節 公園・緑地の充実

現況と課題

1 公園

市内には都市公園、農村公園、一般公園など、86か所61.19ヘクタールの公園があります。これらの公園は、ゆとりと潤いをもたらす憩いの場として、また、スポーツやレクリエーションを通じた健康増進を図る場として、多くの市民に利用されています。

都市公園のうち高台にある東光山公園は、市内を眺望できることから、年間を通して市内外の方々に親しまれています。

農村公園及び一般公園は、地域住民の健康増進や福祉向上を目的に地域の憩いの場として利用されている公園ですが、その一部では少子高齢化により利用者が減少し、地域による維持管理が難しくなっています。

これからの公園には、施設の老朽化対策やバリアフリー化などのほか、景観形成、環境保全、防災対策等の機能充実が求められていることから、今後も快適に利用できるようこれらの公園の適正な維持管理に努めていく必要があります。

2 緑地・緑化

本市は、紫尾山及び矢筈岳山系の山々に囲まれた自然環境に恵まれている地域であり、中心部を流れる米之津川をはじめ高尾野川、野田川等の水辺は良好な緑地を形成しています。

市内には多くの社寺林・屋敷林が存在し、地域における大切な緑地として親しまれ、また、市でも公共施設や幹線道路沿いには市の木であるイヌマキなどを植栽するなど緑化を図っており、今後も緑地の保全と活用に努め、良好な景観の形成を図る必要があります。

○出水市内の公園

区分	種別	箇所数	供用面積 (ha)	
都市公園	運動公園	1	18	41
	地区公園	3	6	
	近隣公園	1	4	
	風致公園	1	4	
	墓園	1	2	
	街区公園	21	7	
	一般公園	14	2	
	農村公園	42	17	
	その他公園	2	1	
	計	86	61	

資料：都市計画課

基本的方向

市民の健康の保持と増進を図り、快適な生活空間を形成するため、公園施設の安全性の向上やバリアフリー化に努めます。

歴史・景観資源を活用した地域住民に親しまれる公園及び緑地の充実を図ります。

利用頻度の低い公園については、統廃合を含めて管理運営の検討を行っていきます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
公園施設長寿命化計画に基づく施設更新等の進捗率	20%	37%

施策の体系



施策の概要

1 公園の充実・維持管理

(1) 都市公園の充実

東光山公園は、市民の憩いの場及び観光地として快適に利用できるよう施設、樹木等の適正な維持管理に努めます。

総合運動公園や地区運動公園は、各種スポーツのニーズに対応できる運動公園として充実を図るとともに、国民体育大会の会場となる施設の整備を進めます。

特攻碑公園は、戦争遺跡の適切な保存と周辺の桜並木の保全、管理に努めます。

クレインパークいずみは、花と緑により四季が感じられる憩いの場として、また、野鳥等を観察できる自然環境学習の場として活用を図ります。

その他の都市公園については、地域住民が快適に利用できるように維持管理に努めます。

(2) 農村公園・一般公園の利用促進

都市計画区域の見直しに伴い、整理・統合を検討し、地域住民の福祉や生活環境の向上を図るための公園として利用促進に努めます。

(3) 公園の適正な維持管理

公園施設の安全性を高め、既存施設の長寿命化を図ります。

また、施設の新設、更新等に当たっては、バリアフリー化の推進を図ります。

さらに、民間活力を活用しながら公園の適正な維持管理に努めます。

2 緑地の保全と緑化の推進

米之津川等を主流とする水系の山林や市街地周辺の緑地等の保全と良好な景観の形成を図るため、影響を及ぼす開発行為等の抑制に努めます。

また、河川や海岸沿いの緑地は鳥類等の良好な生息区域であることから、水辺の自然環境と生物多様性を保全するとともに、自然に触れ合う空間の利用を促進します。

公共施設や幹線道路沿いの樹木等を適正に管理するとともに、市民の緑化意識の高揚を図り、市民との協働により、緑地の保全と都市緑化の推進に努めます。

市民の役割

- 1 マナーを守って公園の適切な利用を心掛けます。
- 2 緑地の保全と緑化に努めます。

関係計画等

計画名	出水市都市計画マスタープラン
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成25年度～平成44年度（20年間）
所管課	都市計画課

計画名	出水市景観計画
策定年月	平成22年3月
計画期間	期間の定めなし
所管課	都市計画課

計画名	出水市公園施設長寿命化計画
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成26年度～平成35年度（10年間）
所管課	都市計画課

第5節 市街地・宅地・住宅の充実

現況と課題

本市は、紫尾山及び矢筈岳山系の山々に囲まれ、八代海（不知火海）に面した出水平野に市街地と農地が広がる水と緑の田園都市が形成されています。

しかし、時勢の変化とともに土地利用の規制が緩やかな地域へ居住지가拡散し、宅地と農地が混在していることから、都市基盤施設の整備も変化が求められています。

そのため、計画的な土地利用の推進並びに住宅及び店舗を適切に市街地へ誘導するための用途地域等の見直しが課題となっています。

住まいの状況については、持ち家率が高く、一定の居住水準が確保されていますが、一方では空き家が増加しており、中には適正な管理がなされず、周囲の環境に著しく悪影響を及ぼしている家屋もあり、有効活用を含めた空き家対策が喫緊の課題となっています。

また、安心して快適な住環境のため、住宅の耐震性の確保やがけ地等近接住宅の移転等の対策を継続して推進する必要があります。

市営住宅は住宅に困窮している者に対し、居住の安定確保を目的としていますが、一部住宅では老朽化による建替えや改善などが必要な時期を迎えており、今後どのように住宅を提供していくかが課題となっています。

また、近年の社会情勢の変化により住宅困窮者^(※)は増加するとともに多様化していることから、民間住宅の提供なども含めて民間事業者等と連携した住宅確保対策が求められています。

○市営住宅の状況

	団地数	戸数
公 営 住 宅	42	1,482
一 般 住 宅	11	65
特定公共賃貸住宅	7	53
合 計	60	1,600

資料：住宅課

基本的方向

機能を集約して利便性と効率性を高めた暮らしやすいコミュニティを構成し、地域の連携・共生による持続可能なまちづくりのため、地域の特色を生かした快適でにぎわいのある市街地の形成を図ります。

また、住宅の耐震化やがけ地近接等危険住宅移転、危険空き家の除却等を進め、安心・安全な住環境の整備に努めます。

市営住宅については、既存住宅の機能向上と長寿命化に努めながら良質な住宅の供給を行います。

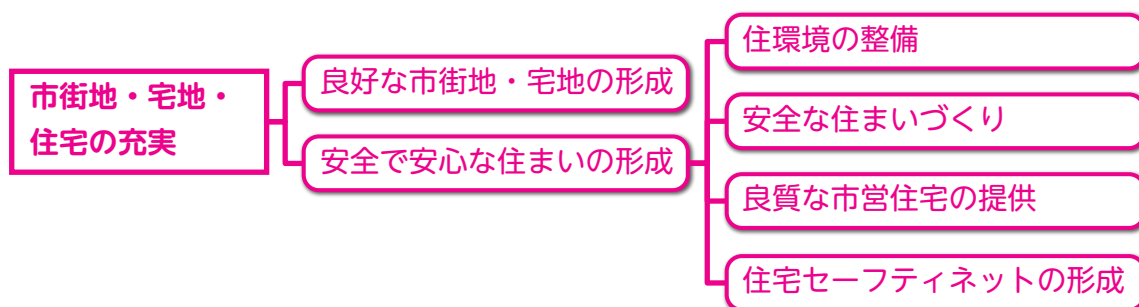
(※) 住宅困窮者／低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、DV被害者等住宅の確保に特に配慮を要する者

さらに、多様化する住宅困窮者に対応するため、民間事業者等と連携した住宅セーフティネット^(※)の取組を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
住宅の耐震化率 【住宅・土地統計調査推計値】	70% (平成25年度)	95% (平成32年度)

施策の体系



施策の概要

1 良好な市街地・宅地の形成

地域の特性や資源を生かしながら持続可能な生活環境を実現するため立地適正化計画^(※)の策定を視野に入れた市街地形成の検討を行います。

また、用途地域を適切に設定し、安全で快適な宅地の形成を図ります。

2 安全で安心な住まいの形成

(1) 住環境の整備

商店、病院、その他の公益的機能を備えた施設を集積し、利便性が高く安心して住める住環境づくりを目指します。

また、関係事業者と連携し、中古住宅や空き家の流通を促進することで定住促進を図るとともに、防災、衛生、景観等の地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家は除却等を促進し、住環境の保全を図ります。

(2) 安全な住まいづくり

いつ発生するか分からない大規模な地震に対する住宅の安全性向上のため、耐震診断・耐震改修を促進します。

また、がけ崩れの危険から未然に市民の生命・財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進します。

(※) 住宅セーフティネット／高齢者や障がい者等の独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組

(※) 立地適正化計画／住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画

(3) 良質な市営住宅の提供

住宅に困窮している者に対し、市営住宅の提供を行い、社会情勢の変化に対応した居住水準の向上に努めます。

また、既存住宅の機能向上と長寿命化に努め、人口減少社会等に対応した団地の集約・再編等に取り組むとともに、高齢者、障がい者等の対策としてバリアフリー化を図り、良質な住宅の供給を行います。

(4) 住宅セーフティネットの形成

多様化する住宅困窮者に対応するため、市営住宅、民間賃貸住宅及び空き家の有効活用を含めた住宅セーフティネットの取組を民間事業者やNPO等と連携しながら推進します。

市民の役割

- 1 住宅が社会的な資産であることを認識し、住まい・住環境づくりに関心を持ち、自らの住生活の安定や向上に努めます。
- 2 地震や火災などに対する住宅の安全性に配慮し、安全な住まいづくりに努めます。
- 3 空き家の適正管理に努めます。

関係計画等

計画名	出水市住生活基本計画
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成25年度～平成34年度（10年間）
所管課	住宅課

計画名	出水市公営住宅等長寿命化計画
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成25年度～平成34年度（10年間）
所管課	住宅課

計画名	建築物耐震改修促進計画
策定年月	平成27年3月
計画期間	平成27年度～平成32年度（6年間）
所管課	都市計画課

計画名	出水市空家等対策計画
策定年月	平成28年10月
計画期間	平成28年度～平成32年度（5年間）
所管課	住宅課

第6節 総合的な危機管理・防災力の充実

現況と課題

豪雨災害や大型台風に加え原子力災害など、複雑多様化した危機事象は市民生活に及ぼす影響が極めて大きいため、迅速かつ的確な総合的危機管理体制を整備することが求められています。

本市は、これまで平成9年に21人の尊い命が失われた針原川土石流災害、平成11年の台風18号の暴風によるライフラインの寸断、平成18年の鹿児島県北部豪雨災害での米之津川の氾濫による1,000棟以上の浸水被害など甚大な自然災害を経験しています。

また、平成9年には鹿児島県北西部地震が発生しており、平成28年4月には熊本県において布田川・日奈久断層帯を震源とする震度7の熊本地震が発生していることから、今後本市でも地震災害が発生するおそれがあります。

このような中、災害から市民の生命・身体・財産を守り、市民生活の安全と安心を確保するため、過去の災害を教訓とし、大規模な災害に備えた危機管理体制を構築し、関係機関と綿密に連携していく必要があります。

そのためには、災害予防や復旧などの防災対策を充実させるとともに、市民の防災意識を高め、自助、共助の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが重要です。

基本的方向

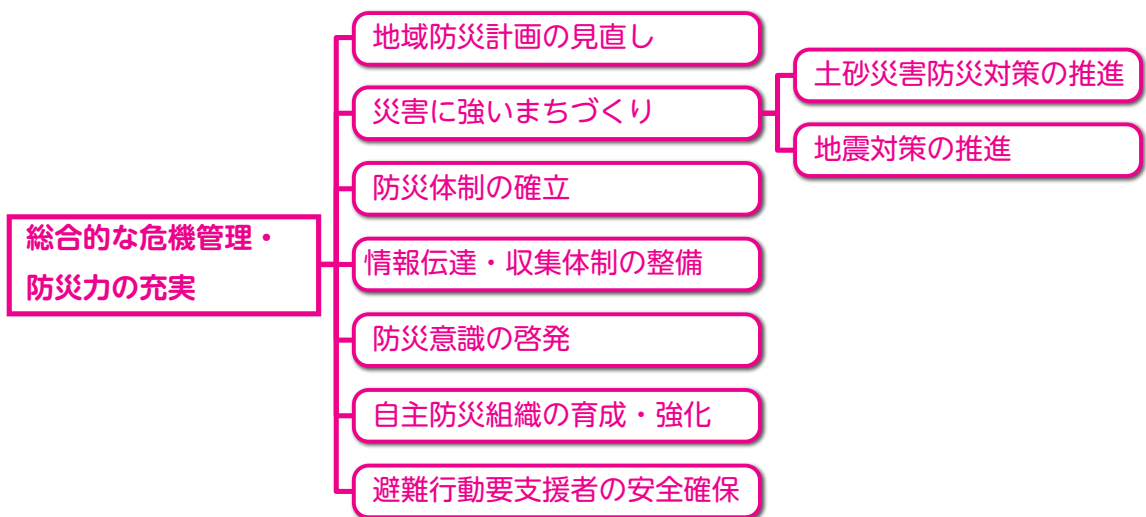
高齢化の進行、都市及び生活形態の多様化に伴い、危機管理に対する需要が複雑多様に変化している中で、市民の生命・身体・財産を守るため、防災情報の収集や伝達体制を強化するとともに、土砂災害等の予防・防災対策の推進に取り組んでいきます。

また、市民や事業者と協働して、防災意識の高揚や地域の消防・防災体制の更なる充実を図るなど、総合的な防災力の向上を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
自主防災組織結成率	77.8%	100%

施策の体系



施策の概要

1 地域防災計画の見直し

東日本大震災や熊本地震による災害を教訓として、地震や大雨、台風、原子力災害に備え、国の防災基本計画や県地域防災計画の見直しに基づき、迅速かつ的確な応急体制等を定める地域防災計画の適宜見直しを行います。

2 災害に強いまちづくり

(1) 土砂災害防災対策の推進

土石流危険渓流指定地は、防災マップ等を活用し、地域住民に周知を図ります。

急傾斜地崩壊危険箇所指定地は、地域住民に周知を図るとともに、危険度や緊急度の高い箇所から土砂災害防止事業を推進します。

土砂災害警戒区域指定地は、地域住民に区域の周知と危険性の認識を図るとともに、警戒避難体制を整備します。

山地災害のおそれのある山林は、治山事業を促進します。

(2) 地震対策の推進

出水活断層や南海トラフ地震等による地震対策について、防災訓練を実施するなど地震災害に対する市民の意識高揚を図ります。

また、建築物等による二次災害を防止するため、耐震改修の促進や危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備を進めます。

3 防災体制の確立

救急救助体制、災害予防・応急・復旧対策などを迅速かつ確実にを行うための各種体制を整備するとともに、災害時の応急業務と非常時優先業務を定めた業務継続計画を策定し、大規模災害時に適切に業務を行える体制を整備します。

4 情報伝達・収集体制の整備

防災情報を迅速かつ的確に伝達できるように、防災行政無線をはじめとする複合的な伝達手段を活用し、情報伝達体制の確立を目指します。

また、気象に関する情報の的確な収集を行うため、各種の防災気象端末等の活用を図るとともに、防災機関や市民との相互連携による情報収集・伝達体制の整備を図ります。

5 防災意識の啓発

一人ひとりが、緊急時に適切な行動をとることができるよう防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を推進します。

6 自主防災組織の育成・強化

災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の結成、育成強化を図ります。

7 避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者の生命と身体を守るため、各関係機関と連携・協力して対象者を把握し、地域の特性や実情を踏まえて、避難支援の体制整備を図ります。

市民の役割

「自らの安全は自ら守る」という自助、「ともに助け合う」という共助の精神に基づき安心安全なまちづくりを一緒に進めます。

関係計画等

計画名	出水市地域防災計画
策定年月	平成29年3月23日改訂
計画期間	期間の定めなし
所管課	安全安心推進課

第7節 消防・救急体制の充実

現況と課題

災害時に重要な役割を担う消防体制は、常備消防と非常備消防で構成されています。常備消防においては、消防救急無線のデジタル化により通信体制の強化が図られたことから、今後は消防ポンプ自動車等及び資機材等を年次的に整備を進め、消防活動の機動力強化や効率化を図るとともに、大規模災害等における関係機関との更なる受援体制の充実を図る必要があります。

非常備消防においては、地域の実情に精通している消防団員は、自然災害等において防衛、警戒及び避難誘導等に当たるなど地域防災の中核的存在として必要不可欠な存在ですが、高齢化や職業の多様化等により団員確保が非常に難しい状況となっています。

火災予防については、イベントや防火講話等を活用して広く周知し、火災件数の低減を図るとともに、住宅用火災警報器の必要性及び維持管理についても積極的に広報を実施することが重要です。

また、高齢化の進展に伴い、火災による高齢者の被害増加が懸念されるため、高齢者世帯を対象とした防火訪問を強化し、住宅防火対策を推進することが求められています。

消防水利については、地震等を考慮した耐震性貯水槽や消火栓の設置を計画的に進めています。

救急救助業務については、急病や事故等による救急搬送が増加傾向にあるため、ドクターヘリとの連携など救急救助体制の一層の充実を図る必要があります。

○常備消防力の状況（消防署）

	現有消防力
署	1 署 1 分署
職員	75 人
水槽付消防ポンプ自動車	1 台
消防ポンプ自動車	2 台
救急自動車（高規格救急車）	3 台
はしご付消防ポンプ自動車	1 台
救助工作車	1 台

○非常備消防力の状況（消防団）

	現有消防力
分団	13 分団
団員	491 人
消防ポンプ自動車	15 台
積載車	14 台
小型動力ポンプ	14 台

（平成29年4月1日現在）

資料：消防本部

○火災の発生件数

（単位：件）

年次	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数（件）	19	24	9	19	17

資料：消防本部

○救急業務の状況

(単位：件)

年次	H24	H25	H26	H27	H28
件数	2,133	2,183	2,144	2,199	2,253
火災	1	3	2	2	4
自然災害	0	0	0	1	0
水難事故	1	0	2	1	1
交通事故	188	238	206	184	200
労働災害	16	23	22	20	30
運動競技	13	22	22	16	19
一般負傷	259	274	290	279	309
加害	4	8	7	4	6
自損行為	32	21	23	29	26
急病	1,296	1,271	1,242	1,372	1,363
その他	323	323	328	291	295

資料：消防本部

○消防水利の状況

平成29年4月1日現在

消火栓			防火水槽					
公設	私設	計	公設		私設		計	
基	基	基	基	基	基	基	基	基
				うち耐震		うち耐震		うち耐震
741	6	747	399	81	5	5	404	86
河川等	プール	合計						
箇所	箇所	基・箇所						
111	21	1,283						

資料：消防本部

○住宅用火災警報器の設置状況

4月1日現在

	H24	H25	H26	H27	H28
調査世帯数	24,137	24,181	24,231	24,289	24,231
全世帯設置数	19,100	19,946	20,148	20,238	20,259
全世帯設置率	79.1%	82.5%	83.1%	83.3%	83.6%

資料：消防本部

基本的方向

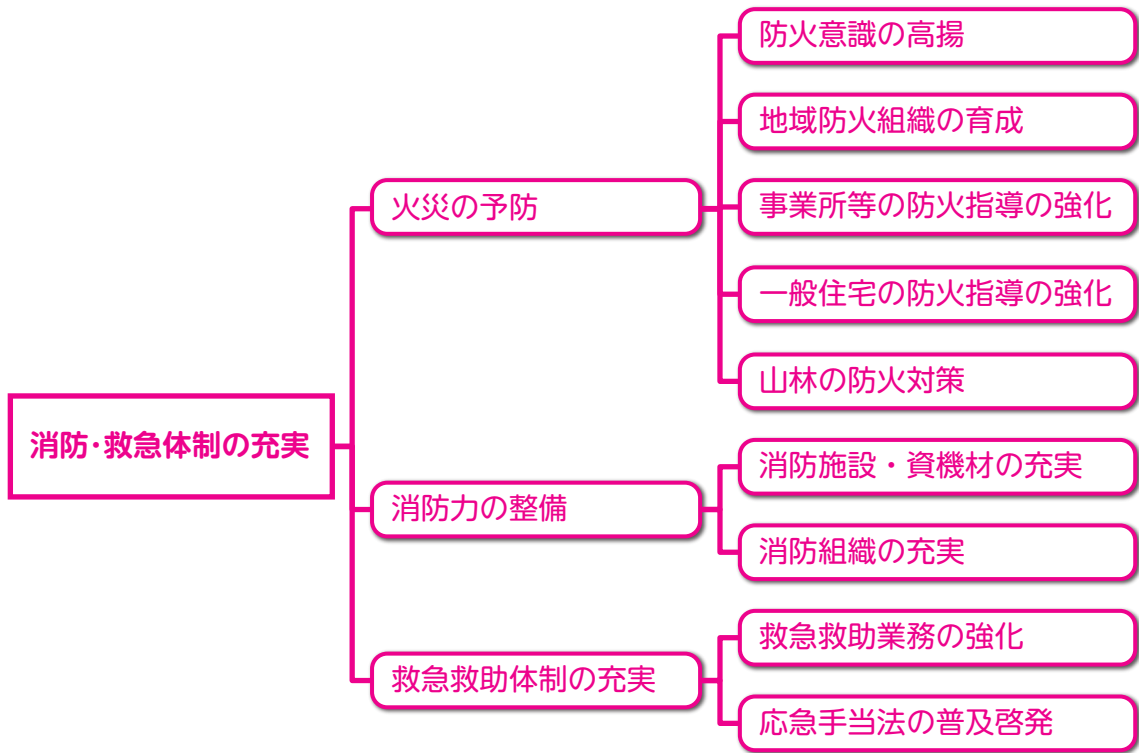
市民や事業者との協働により防災意識の高揚を図り、大規模災害等に備え地域の消防・防災体制の更なる充実に加え、関係機関との緊密な連携と協力による総合的な防災力の向上を推進します。

さらに、火災予防のため市民の防火意識の高揚を図るとともに、救急救助業務の需要増加に対応するため、体制強化や資機材の充実に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
住宅用火災警報器設置率	83.6%	90%

施策の体系



施策の概要

1 火災の予防

(1) 防火意識の高揚

被害を軽減するため、災害時における市民一人ひとりの判断力の育成を第一とし、学校教育、広報紙等を通じ市民への防火思想の普及啓発や自主防火管理の強化を推進します。

(2) 地域防火組織の育成

地域の防災力の向上を図るため、災害時に自ら行動できる人材を育成し、自主防災組織や幼少年消防クラブの活動を支援するとともに、各種行事等に取り組み、防火教育を推進します。

(3) 事業所等の防火指導の強化

防火対象物（建築物など）及び危険物施設への査察を強化し、管理者・従事者への指導を通して、防火管理体制、自主保安体制の充実を図ります。

(4) 一般住宅の防火指導の強化

火災の早期発見に寄与し、逃げ遅れによる被害者の発生防止に効果が期待される住宅用火災警報器等の設置促進を図るとともに、一人暮らしの高齢者世帯を訪問指導し、住宅防火対策を推進します。

また、火器取扱いの注意を呼び掛けるとともに、消火器や防災製品等の積極的な使用促進を図ります。

(5) 山林の防火対策

気象情報等をもとに、消防車両による防火広報及び防災行政無線等を利用した広報活動を行うとともに、市民の林野火災予防意識の啓発に努めます。

2 消防力の整備

(1) 消防施設・資機材の充実

地震に対応するため耐震性貯水槽の充実を図ります。また、消防力を高めるために消防車両の更新及び資機材の整備に努めます。

(2) 消防組織の充実

災害時の初動体制として消防本部と消防団の更なる連携強化を進めるとともに、署員及び団員の教育訓練の充実に努めながら、地域防災力の向上及び大規模災害等における消防署・消防団の活動を支援する専門ボランティア組織の充実を図ります。

また、消防団員の確保及び高齢化対策については、分団・部の組織再編、女性消防団員の確保等に取り組むとともに、各種イベント等で消防団活動のPR及び事業所や自治会等と連携を強化し、加入促進を図ります。

3 救急救助体制の充実

(1) 救急救助業務の強化

複雑多様化する救急需要に対応するため、医療機関との連携強化を図ります。また、救急業務の高度化推進のため、救急業務に携わる職員等の教育及び救急救命士の再教育を推進します。

また、災害における人命救助を的確に実施するため、資機材の整備及び高度な救助技術を身につけた隊員の育成等を推進し、救助体制の充実を図ります。

(2) 応急手当法の普及啓発

市民の救急対応能力の向上を図るため、応急手当の知識と技術を身につけた指導員を育成し、普通救命講習、応急手当講習会等を通じ応急手当の普及啓発を推進します。

市民の役割

- 1 地域の防災活動に積極的に参加し、火災のないまちづくりに努めます。
- 2 住宅用火災警報器の設置と適正管理を行います。

関係計画等

計画名	出水市消防計画
策定年月	平成29年4月1日改訂
計画期間	期間の定めなし
所管課	消防本部

第8節 生活安全対策の充実

現況と課題

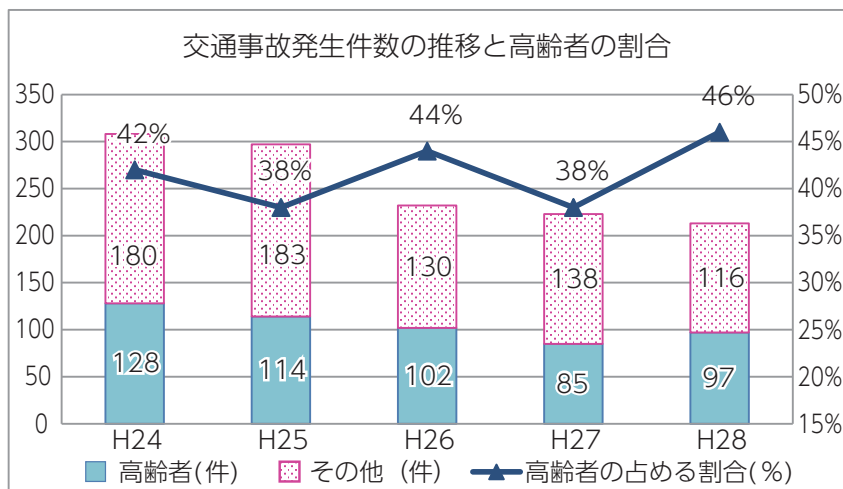
高齢化の進行や運転免許保有人口の増加、運転者のモラルの欠如などにより厳しい交通環境にある中、交通事故のない社会の実現に向け、道路環境の整備や交通安全啓発活動など、各種団体との連携により総合的な交通安全対策に取り組んでいます。

交通事故の発生件数は年々減少傾向ですが、依然として多い状態にあり、また、高齢者が関わる事故の割合は増加傾向にあります。

これらの現状を考慮し、本市の交通事故の発生状況や特性、地域の実態に即した交通安全対策の実施が求められています。

防犯については、関係団体による犯罪防止活動などにより、刑法犯罪の認知件数は年々減少傾向にありますが、社会の複雑化、情報社会の高度化・多様化により犯罪誘発要因の増加が予想されます。

消費生活センターへの相談は、近年架空請求や還付金詐欺などが急増しており、また、消費活動においても多種多様な商品・サービスが生まれ出され、訪問販売や通信販売、インターネットを利用した取引も増加し、それに伴うトラブルも複雑化・多様化しています。このようなことからその被害者・相談者は、多年齢層にわたっており、相談件数も増加傾向にあります。



○高齢者の交通事故の推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数(件)	308	297	232	223	213
うち高齢者(件)	128	114	102	85	97
割合(%)	42	38	44	38	46
死者数(人)	2	5	1	1	3
うち高齢者(人)	2	1	1	1	3
割合(%)	100	20	100	100	100
負傷者数(人)	402	377	291	279	267
うち高齢者(人)	94	96	73	58	68
割合(%)	23	26	25	21	26

資料：出水警察署

○交通災害共済の加入者の推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28
人口(人)	55,612	55,237	54,852	54,526	54,072
加入者(人)	29,936	29,111	28,867	28,091	27,587
加入率(%)	54	53	53	52	51

※ 人口は各年度末の住民基本台帳登録人口

資料：安全安心推進課

基本的方向

交通事故のない安全な社会をつくるため、人命尊重の理念の下、交通安全施設の整備改善、効果的な交通規制等を促進し、交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。

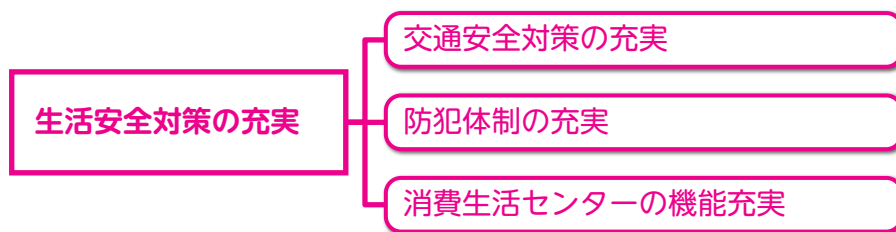
犯罪のない明るい社会を形成するため地域の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、防犯組織の育成・強化を推進することにより、明るく住みよいまちづくりに努めます。

安全な消費生活の確保のため、関係機関との連携を図りながら、消費生活に必要な知識を習得するための講座の充実や広報等により適切な情報を提供するとともに、多様化する事案に対応できるよう、出水市消費生活センターの機能充実に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
交通事故発生件数	213件	200件
交通災害共済制度加入率	51%	58%

施策の体系



施策の概要

1 交通安全対策の充実

関係機関・団体と協力し、子どもや高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室やキャンペーンなどを継続的に実施することで、交通安全教育・啓発の推進に取り組みます。

また、地域からの道路安全施設の設置要望や交通事故が発生した交差点等の現場診断を踏まえ、道路標示、防護柵、カーブミラー等の安全施設整備を進めます。特に、通学路の安全対策については、学校、自治会、警察、道路管理者等と連携し、早期整備に努めます。

さらに、交通事故における被害者救済の充実を図るため、交通災害共済制度の周知・広

報により加入者増加を図ります。

2 防犯体制の充実

市防犯協会と連携し、ボランティア団体による防犯パトロール隊の育成・強化に努めるとともに、防犯キャンペーンなどの広報活動の継続実施や防犯灯設置・維持による防犯環境整備により市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

3 消費生活センターの機能充実

県消費生活センターをはじめ、関係機関との連携等により、迅速かつ的確に対応できる消費者相談体制の充実に努めます。

また、消費生活に関する知識の向上を図るため、特に高齢者と若年層に重点を置いた消費者教育の実施や適切な情報の提供、消費者意識の啓発に取り組みます。

市民の役割

- 1 交通安全のルールやマナーを守ります。
- 2 地域の防犯にみんなで取り組みます。
- 3 消費生活に関する知識の習得に努めます。

関係計画等

計画名	出水市交通安全計画（第10次）
策定年月	平成28年10月
計画期間	平成28年度～平成32年度
所管課	安全安心推進課